

第 2 最終処分場濃縮水処理施設の委託料の減額について

濃縮水処理施設の建設については、第 2 最終処分場の設置者である環境プラント工業㈱が令和 4 年 6 月に着工し、その後、世界的な半導体不足の影響により施設完成が遅れ、仮設部品に代替したうえで、令和 5 年 9 月 1 日に施設の稼働を開始するとのお知らせをしたところです。

その後、正規部品の納入により当該施設が完成し、稼働の遅れによる委託料の減額が確定しましたので、当該施設の稼働実績と合わせてお知らせします。

1 完成までの経緯

令和 4 年 6 月	環境プラント工業㈱による濃縮水処理施設の着工
令和 5 年 6 月 15 日、30 日	電気・電子部品の納期遅れによる完成遅延の通知を受理
7 月 14 日	構成市町村及び組合議会議員へ完成遅延についてお知らせ
9 月 1 日	仮設部品の代替による濃縮水処理施設の稼働開始
9 月 12 日	正規部品の納入
9 月 29 日	施設完成（本組合職員の立会により完成確認検査を実施） 動産譲渡担保設定契約の締結 ^{※1} 動産譲渡登記の完了 ^{※2}

※ 1 施設建設費の貸付に対する担保として、債務者（環境プラント工業㈱）と債権者（本組合）にて動産譲渡担保設定契約を締結。

※ 2 当該施設を動産譲渡登記することにより、第三者対抗要件を具備するもの。

2 施設の稼働実績

項 目	計画値	9 月	10 月	11 月
濃縮水処理量 (m ³ /月)	600	174	345	419
稼働日数 (日/月)	30	7	14	15
平均処理水量 (m ³ /日)	20 以上	25	25	28
濃縮水固化物外部処分量 (t/月)	45	-※	11.3	11.9

※ 9 月の固化物外部処分量は、外部処分に必要な固化物の成分分析及び計量証明書の取得に時間を要したため、外部処分を見送ったもの。

3 委託料の減額

令和 5 年度最終処分等業務委託料の濃縮水処理施設維持管理費及び濃縮水固化物処分費において、以下のとおり減額が確定しましたので、令和 6 年 1 月議会臨時会にて補正予算措置します。

[千円]

項 目	当初予算額 ①	決算見込額 ②	差額 (②-①)
濃縮水処理施設維持管理費	94,333	55,027	△39,306
濃縮水固化物処分費	27,225	8,938	△18,287
合計	121,558	63,965	△57,593

【参 考】

○ 構成市町村の負担金（減額）

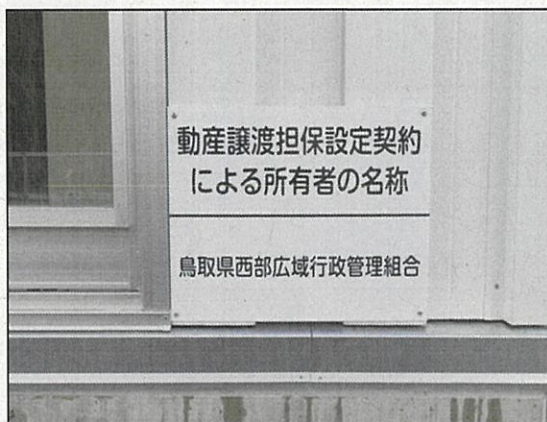
[千円]

市町村名	負担金（減額）
米子市	30,841
境港市	7,587
日吉津村	1,879
大山町	4,321
南部町	3,321
伯耆町	3,671
日南町	2,303
日野町	1,787
江府町	1,883
合計	57,593

○ 濃縮水処理施設現況写真



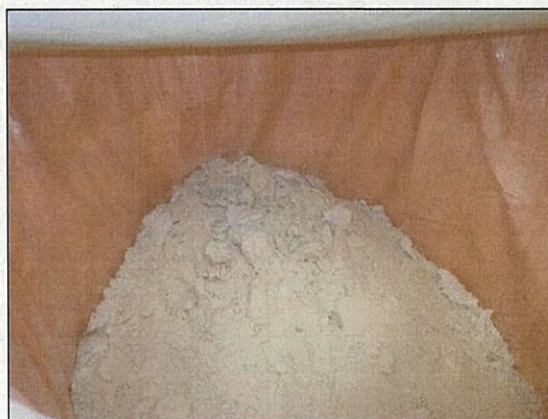
施設の外観（全景）



動産譲渡担保設定契約による
所有者を明らかにするための表示



施設の内観（乾燥装置）



濃縮水固化物

大規模投資的事業に係る財源確保に関する基金の積立目標額の変更
及び令和 5 年度までの基金積立額について

1 経緯

現在の大規模投資的事業に係る基金の積立目標額は、令和 2 年 8 月に算出した次期ごみ処理施設の建設費（基本構想の概成版に示す建設費）に基づき計上しており、R3 から R9 までの間に、各市町村において積み立てを行うこととなっている。

本年度実施している一般廃棄物処理施設整備概要等検討業務においては、将来のごみ量の推計に基づき、新しい一般廃棄物処理施設の施設規模を見直し、また、近年の建設単価や物価上昇を踏まえ、改めて建設費の算定を行ったところである（令和 5 年 11 月 6 日正副管理者会議において協議済み）。

2 積立目標額の変更について

現段階における建設費の見込額が増額となったことから、基金の積立目標額について変更を行うもの。

積立目標額は、建設費から交付金及び地方債を除いた一般財源の額であり、以下の (D) に示すとおりである。

次期ごみ処理施設の建設費

中間処理施設＋最終処分場の建設費の総額 42,158,400 千円・・・(A)

※事業費の内訳は、参考資料のとおり

【財源内訳】

- 交付金 12,516,870 千円・・・(B)
- 地方債 25,522,822 千円・・・(C)
- 一般財源 (R10 年度から R13 年度分) 4,118,708 千円 ⇒ 積立目標額 (D)

※ 今後の国際情勢による資材価格の変動、施設整備内容の詳細検討により、積立目標額が変更となる場合がある。

<参考>

【現在の積立目標額 (R2.8 月に算出した建設費に基づく。)】

※ 積立目標額について

積立目標額は、一般財源（市町村負担金）(D) の額【次期ごみ処理施設の建設費 (A) から、交付金 (B) や地方債 (C) を差し引いた額】から一般財源（令和 9 年度分）の額を除いたものに相当する額。

☆ 次期ごみ処理施設の建設費 31,360,000 千円・・・(A)

【財源内訳】

- 交付金 8,362,400 千円・・・(B)
- 地方債 19,756,700 千円・・・(C)
- 一般財源 (R9 年度分) 28,000 千円
- 一般財源 (R10 年度から R13 年度分) 3,212,900 千円 ⇒ 積立目標額 } (D)

※ 積立期間について

積立期間は、令和 3 年度から令和 9 年度までの 7 年間を想定。

3 構成市町村別積立目標額

各市町村の積立目標額は、建設費のうち一般財源の額を分賦金条例の規定に基づき算出したもの。

(単位：千円)

市町村	変更後の積立目標額	現在の積立目標額	差額
米子市	2,204,591	1,694,035	510,556
境港市	561,060	442,810	118,250
日吉津村	141,611	108,668	32,943
大山町	311,960	250,292	61,668
南部町	239,471	190,405	49,066
伯耆町	245,074	192,204	52,870
日南町	151,825	123,319	28,506
日野町	133,370	107,126	26,244
江府町	129,746	104,041	25,705
合計	4,118,708	3,212,900	905,808

4 各年度末の基金積立額

変更後の積立目標額と、令和5年度までの積立額は下表のとおりである。

(単位：千円)

区分	積立目標額	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
米子市	2,204,591	242,000	484,006	726,012				
境港市	561,060	63,000	126,000	149,000				
日吉津村	141,611	10,000	25,000	55,000				
大山町	311,960	過疎対策事業債の活用						
南部町	239,471	34,076	69,574	87,706				
伯耆町	245,074	250,000	350,000	450,000				
日南町	151,825	過疎対策事業債の活用						
日野町	133,370	過疎対策事業債の活用						
江府町	129,746	過疎対策事業債の活用						
合計	4,118,708							

資料2-2
令和6年1月30日
ごみ処理施設等調査特別委員会
事務局総務課

~~資料10-2~~
令和5年11月6日
正副管理者会議
ごみ処理施設整備課

令和5年11月6日正副管理者会議資料抜粋

施設整備概要 (中間処理施設)

1 主な整備内容

- 人口減少に伴うごみ量の減少やごみ減量化の目標設定を行うことにより、基本構想と比較し、施設規模は小規模となる。
- 近年の建設資材等の高騰により、基本構想と比較して建設コストが増額となった。

項目		施設整備概要		基本構想	
可燃ごみ処理施設		可燃ごみ			
処理対象物		ストーカー式焼却炉	ストーカー式焼却炉	ストーカー式焼却炉	焼却施設 ガス化溶融施設 バイオガス化+焼却施設
処理方式			バイオガス化 + ストーカー式焼却炉		
施設規模		211 t/日～236t/日	バイオガス化 ・ 43 t/日～48 t/日 ストーカー式 ・ 201 t/日～224 t/日	230 t/日～250 t/日	
建設コスト		27,619,900千円 ～30,892,400千円	33,143,000千円 ～37,070,000千円	22,790,000千円	
処理対象物		不燃ごみ、粗大ごみ(混合)、缶・ビン、プラスチック類	缶・ビン、ペットボトル、		不燃ごみ、粗大ごみ、缶・ビン、 ペットボトル、古紙類
処理方式		破碎・選別・圧縮梱包			
施設規模		36 t/5h ～ 40 t/5h			43 t/5h
建設コスト		4,712,400千円～5,236,000千円			4,300,000千円(プラスチック類含まず、古紙含む)

7 財源計画

・現時点では、中間処理施設建設費36,128,400千円に対し、交付金額は10,838,520千円、起債充当額は21,755,580千円、一般財源は3,534,300千円である。

・ただし、起債償還金には交付税措置があるため、建設費に対する構成市町村の実負担額は15,417,402千円(42.7%)と想定される。(※起債償還金利子は考慮していない。)

※ストーカ式焼却炉(単純推計：施設規模236t/日)を想定

建設費	交付金事業費	財源内訳	摘要
中間処理施設 [可燃ごみ処理施設 不燃ごみ処理施設]	交付金対象 29,426,320千円 [可燃：80% 不燃：90%]	交付金額 (高効率発電設備に該当1/2、その他1/3) 10,838,520千円	(可燃ごみ) 焼却炉、排ガス 処理設備、エネ ルギー回収設備 等 (不燃ごみ) 破碎設備、選別 設備、管理棟等
		交付金以外	
36,128,400千円	交付対象外 6,702,080千円 [可燃：20% 不燃：10%]	起債充当額(75%) 5,026,560千円 [うち交付税措置30% 1,507,968千円]	(可燃ごみ) 管理棟、構内道 路等 (不燃ごみ) 車庫、備品等
		一般財源(25%) 1,675,520千円	

資料10-3

令和5年11月6日
正副管理者会議
ニ 対処整備概要

令和5年11月6日正副管理者会議資料抜粋

施設整備概要 (最終処分場)

1 主な整備内容

- 型式 クロージド型
- 処理水の放流先 下水道放流
- 近隣の焼却施設から排出される焼却灰の量を参考とし、改めて埋立量を算出した結果、基本構想と比較して小規模となった。(中間処理するごみ量は、単純推計を採用)
- 近年の建設資材等の高騰により、基本構想と比較して建設コストが増額となった。

項目	施設整備概要	基本構想
開発面積	約53,000㎡程度	約63,000㎡程度
有効敷地面積	約40,000㎡程度	約35,000㎡以上(用地選定方針)
埋立量	約120,000㎡	約172,000㎡
施設の型式	クロージド型	オープンまたはクロージド型
浸出水処理水の放流先	公共下水道へ接続	建設地や利水状況等を踏まえで設定
建設コスト	6,026,878千円※1 (積み上げによる算出)	3,613,400千円※2 (他都市事例による算出)

※1 遮水工の構造は、現施設と同じ。

※2 クロージド型を想定したコスト。

6 財源計画

- 現時点では、最終処分場建設費6,030,000千円に対し、交付金額は1,678,350千円、起債充当額は3,767,242千円、一般財源は584,408千円である。
- ただし、起債償還金には交付税措置があるため、建設費に対する構成市町村の実負担額は2,617,272千円(43.4%)と想定される。(※起債償還金利子は考慮していない。)

事業費	交付金事業費	財源内訳		摘要
最終処分場 建設費 6,030,000千円	交付金対象 5,035,050千円 (約83.5%)	交付金額 (1/3) 1,678,350千円	起債充当 (90%) 3,021,030千円 うち交付税措置50% 1,510,515千円	埋立地土工、被 覆、各設備、防 災調整池など
		交付金以外 (2/3) 3,356,700千円	一般財源 (10%) 335,670千円	
	交付金対象外 994,950千円 (約16.5%)	起債充当額 (75%) 746,212千円	実負担額70% 522,349千円 うち交付税措置30% 223,863千円	道路、管理棟、 建屋など
		一般財源 (25%) 248,738千円		

新しい一般廃棄物処理施設の建設候補地に係る地元対応の状況について

I 中間処理施設の建設候補地に係る地元対応の状況

8 月 10 日に提出された要求書への対応として、組合に一般廃棄物処理施設意見調整委員会を設置し、下記のとおり会議を開催したので報告する。

【第 1 回意見調整委員会の開催結果】

1 開催日時及び場所

日 時 令和 5 年 1 2 月 2 1 日 (木) 午前 1 0 時から午前 1 1 時 2 0 分まで
場 所 米子市役所本庁舎 4 階 4 0 2 会議室 [公開]
傍聴者数 3 名

2 委員名簿

役職	氏名	備 考
委員長	田村 真一	鳥取県弁護士会
副委員長	伊達 勇介	米子工業高等専門学校総合工学科 准教授
委員	梶川 勇樹	鳥取大学工学部社会システム土木系学科 准教授
委員	甲田 紫乃	公立鳥取環境大学環境学部 准教授
委員	松田 久永	鳥取県弁護士会

3 会議の概要

意見調整委員会の運営について決定されるとともに、建設候補地の選定に係る経緯等について説明した。

【意見陳述等（第 2 回及び第 3 回委員会）の進め方】

要求書に記載されている項目ごとに、彦名校区自治連合会の意見及び組合の見解の陳述を行う。委員は、論点整理ができるまで、双方へ質疑等を行う。

【第 2 回意見調整委員会の開催結果】

1 開催日時及び場所

日時 令和 6 年 1 月 1 6 日 (火) 午前 1 0 時から午前 1 1 時 5 0 分まで
場所 米子コンベンションセンター 3 階 第 1 会議室 [公開]

2 地元自治会出席者 彦名校区自治連合会長ほか 5 名

3 傍聴者数 1 0 名 (一般 5 名、彦名校区自治連合会関係 5 名)

4 会議の概要

- 要求書に係る彦名校区自治連合会からの意見、それに対する本組合の見解について、項目ごとに陳述を行うとともに、当該陳述に対する委員からの質問について、彦名校区自治連合会及び本組合より回答した。

- ・ 今回は、要求書に記載されている項目全11項目のうち3項目について、意見及び見解の陳述が終了した。(彦名校区自治連合会の意見及びその意見に対する組合の見解について(会議資料)は、別紙のとおり)

【第3回意見調整委員会の開催結果】

1 開催日時及び場所

日時 令和6年1月25日(木) 午前9時30分から午前11時50分まで
場所 米子コンベンションセンター3階 第1会議室 [公開]

2 地元自治会出席者 彦名校区自治連合会長ほか5名

3 傍聴者数 4名(一般4名、彦名校区自治連合会関係0名)

4 会議の概要

- ・ 要求書に係る彦名校区自治連合会からの意見、それに対する本組合の見解について、項目ごとに陳述を行うとともに、当該陳述に対する委員からの質問について、彦名校区自治連合会及び本組合より回答した。
- ・ 前回の委員会において、彦名校区自治連合会より求められた経済性の詳細説明については、彦名地区での整備(最終処分場への運搬を含む。)の場合のほうが、インフラ整備、収集運搬の面でコストは安く抑えることができると説明をした。
- ・ 同様に詳細説明を求められた尾高・日下地区にある煙突と同程度の高さにある住宅に係る排ガスの影響については、両候補地とも、平地にある施設近隣の住宅にはほとんど影響はないが、煙突と同程度の高さにある尾高・日下地区の住宅は、大気の状態にかかわらず、風向きによっては影響を受ける可能性が高いことを説明した。
- ・ 景観に関する評価結果の妥当性については、両候補地とも主要な眺望点から視認できないとし、また、地域の生活の場としての眺望点では、尾高・日下地区は地域の代表的な大山の景観に影響するため、彦名地区に優位性があることを説明した。
- ・ これまでの委員会において、要求書に記載されている項目全11項目のうち5項目について、意見及び見解の陳述が終了した。(当初は第3回委員会をもって、要求書に記載されている項目のすべての意見・見解の陳述を終了する予定であったが、終了しなかったことから、第4回委員会でも、残りの項目について意見及び見解の陳述を行うこととなった。)

5 第4回以降の会議日程(予定)

回	開催日時	開催場所	議事内容
第4回 [公開]	2/8(木) 13:30~17:00	米子コンベンションセンター3階 第1会議室	・ 意見書に記載された意見及びその意見に対する見解の陳述
第5回 以降	(第5回) 2/26(月) 10:00~12:00	米子コンベンションセンター3階 第2会議室	・ 第2回~第4回における意見及び見解に係る論点整理 ・ 論点整理の結果を踏まえて作成した意見書案の審議

⇒ 作成した意見書を、本組合及び彦名校区自治連合会に送付

II 最終処分場の建設候補地に係る地元対応の状況

施設整備概要に関する地元説明会の開催及び先進地視察を実施したので、その内容を報告する。

1 地元説明会等の開催状況

関係団体		説明の状況等
口陰田自治会	R5. 11. 28	○地元説明会 候補地の選定経過に対する意見があったほか、下記内容の要望があった。 ・地域振興策の案を提示すること。 ・クローズド型最終処分場への先進地視察の実施。
	R6. 1. 22	○先進地視察 口陰田及び奥陰田自治会による先進地視察を実施した。 ・視察場所 呉市一般廃棄物最終処分場エコ・グローブくれ ・参加者数 13名（口陰田自治会10名、奥陰田自治会3名） ・視察の状況 埋立施設・覆蓋施設・水処理施設・防災調整池の見学、施設概要・作業状況（埋立作業・散水等）、水処理の状況等の説明を受けた。
	R6. 1. 24	○地元説明会 ・R5. 11. 28 開催の地元説明会において要望のあった「地域振興策案の提示」について、近年供用開始された最終処分場の地域振興策の調査結果を踏まえ、当局案を示した。 ・「自治会としての方針を決定することが必要」との発言があり、2月上旬に口陰田自治会の臨時総会が開催されることとなった。
吉佐町自治会 (安来市)		説明資料配布済み。自治会新役員決定後に説明会の開催に向けた日程調整を行う予定。

※ 他の地元自治会（農事実行組合、山林原野管理組合等）での説明会については、日程等の調整の結果、説明会の開催は不要（資料配布のみ）との回答を得ている。

2 地元の状況

先進地視察と説明会の実施後に、地元代表者が以下のように発言されている。

① 1/22 先進地視察後

・建設に向けて前進できる視察だった。

② 1/24 説明会后

・提示してもらった地域振興策案を参考にして、自治会で前向きに内容を練っていきたい。

III 今後の対応

中間処理施設、最終処分場ともに、用地買収に向けた測量調査等及び基本設計に向けた地形・地質調査を予定しているが、これらについては、地元の状況を踏まえながら地元説明会等を開催したうえで、予算化するよう予定している。

要求書に記載されている彦名校区自治連合会の意見及びその意見に対する鳥取県西部広域行政管理組合の見解について（概略）

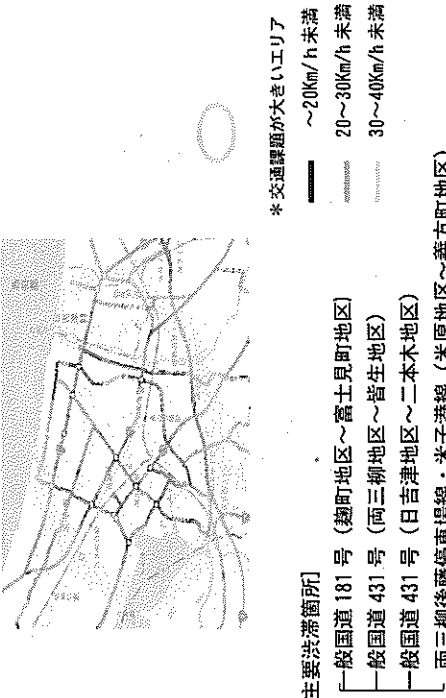
整理番号	項目名	自治連合会の意見	組合の見解
①	事業の実行性	<p>自治連合会の意見</p> <p>彦名千拓地への往來に利用している道路（西橋）を、一般廃棄物中間処理施設への搬入路として共用することが計画されているようですが、当初から周辺自治体（彦名10区）から絶対反対であるとの意見が多数あったことは今さら言うまでもないことと思います。</p> <p>この道路は彦名千拓地をはじめ周辺農地を往來するための唯一の道路で、一日に数百台（最大数：約600台）の搬入用車両等が往來するようになれば、トラクターや軽トラック等での走行や路上での作業が大変危険で困難になるだけでなく、将来、彦名千拓地で営農を志す人達の意欲を削ぐことになるのではないかと大いに危惧するからです。</p> <p>(1) また、彦名9区、9区-1と10区の間には、信号機間の専用道路を新設するには、信号機間の距離が近すぎて困難であると聞いています。残された方法は、彦名9区、9区-1にある中海に向かう道路の拡幅しか方法がないと考えますが、米子側には水路があるため境港側にしか拡幅できない構造になっています。更にこの道路に面して2軒の民家が存在するため家屋の移転問題が想起されますが、現在の米子市の補償制度では移転に伴う費用を十分に賄うことができず、聞き及んでおり、移転の同意を得るには高いハードルを越えなければならず、同意が得られなければ中間処理施設の建設はおろか搬入路の確保も困難であると考えます。</p> <p>(2) 一方、尾高・日下地区の建設候補地周辺の自治体は建設に反対されていないと聞いており、移転の必要な民家も無いことから用地買収等に懸念が無く、候補地として最適であると考えます。</p> <p>経済合理性においていくつら優位性があっても、事業実効性の低い計画は計画にあらず。</p> <p>事業実効性において断然優位にあると思われる尾高・日下地区には、最終候補地調査等の結果は中間処理施設の建設を妨げる要因とは全くなないと考えます。</p>	<p>組合の見解</p> <p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取付道路については、説明会における意見を受け、候補地を選定した正副管理者会議において、今後整理する事項として、「農業者の利用等を考慮した取付道路の検討」を含めており、現在複数案を検討しているところ。 ・移転補償については、施設の敷地境界や取付道路を検討中であり、移転に関する具体的な話はしていないが、公共事業に伴う移転は他の事例でも見られる。 ・したがって、現段階で取付道路の確保が困難とは考えていない。 <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米子市日下を含む県地区からは、米子市に対して調査対象地の取り下げの要望が提出されている。 ・尾高・日下地区内は、建設候補地としていないため、地元説明や地権者交渉をしていない。 ・したがって、用地買収の懸念の有無については判断しかねる。

整理番号	項目名	自治連合会の意見	組合の見解
	②～⑥共通事項		<p>【説明】</p> <p>○最終候補地調査の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初は、「施設整備の推進に多大な影響を及ぼすことが懸念される要因等を事前に把握し、その対策を講じるため、最終候補地調査を行い、その結果を踏まえ当該候補地の有効性を評価すること」であったが、第7回用地選定委員会において、最終候補地調査の対象地を複数箇所となったことから、「候補地としての優位性を判定すること」が追加された。 <p>○最終候補地評価の対象候補地の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初は、「総合評価点の順位が一位となった候補地とされていたが、第7回用地選定委員会において、総合評価点の順位が一位と二位となった候補地とされた。 <p>○最終候補地調査の調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査項目は、鳥取県環境影響評価条例に規定される評価項目に準じ設定された。 <p>○最終候補地調査の調査範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査範囲は、鳥取県環境影響評価条例に規定されるアセスの対象となる地域に準じて設定された。 <p>※条例に規定されるアセスの対象となる地域</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施想定区域及び既に入手している情報によって、1以上の環境要素に係る環境影響を受ける恐れがあると認められる地域 </div>

整理番号	項目名	自治連合会の意見	組合の見解
	<p>最終候補地評価における生物調査に関する評価の必要性</p>	<p>生物調査－コウノトリ、オオタカが確認された。</p> <p>(1) いずれの地区も鳥獣保護区に指定されていない（一次評価：鳥獣保護区）。また、いずれの地区もクマタカ等の「鳥取県希少野生動物植物の保護に関する条例」に基づく、特定希少野生動物植物は確認されていない。</p> <p>コウノトリ（特別天然記念物）、オオタカ（準絶滅危惧種）は、調査時にたまたま居たとも考えられます。また、建設候補地に生息巣を設けていても生息に必要な森林が減少すれば他の場所に移住するものと考えられます。</p> <p>関係省庁には丁寧に説明し了承していただきたいと思います。</p> <p>(2) ※米子水鳥公園が作成する「米子水鳥公園で確認された野鳥（1995年～2023年）The birds check list of Yonago Waterbird Sanctuary」には、コウノトリ、オオタカ、ノスリ（準絶滅危惧種）、ハイタカ（準絶滅危惧種）等の貴重種の確認情報が多数掲載されています。</p> <p>【補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> 最終候補地調査における生物調査の評価基準が示されていない。 基本評価項目得点表 鳥獣保護区指定状況③-a-a)より 彦名町地内：鳥獣保護区に指定されていないが隣接している。 米子水鳥公園：1974年国指定鳥獣保護区、2005年ラムサール条約登録湿地帯指定。 彦名町民が再三にわたり水鳥公園の生物調査を依頼したが、建設候補地から約1.7km離れており対象外として応じなかったことは、水鳥への影響を懸念する地域住民に対し不諒察な対応であり、今後の話し合いにも期待が持てない。「地域に愛され、地域に開かれた施設」の建設を「一般廃棄物処理施設整備基本構想」で標榜しているが、地域住民とのコミュニケーション不足、相互理解への努力不足は否めない。 「令和4年8月31日 ごみ処理施設等調査特別委員会資料3-(3)-①」 「令和4年10月24日 ごみ処理施設等調査特別委員会資料 資料13-(2)」より 「希少動物植物の現地調査は、通年で実施されるものであり、短期間での実施は季節的にも困難であることから、今後の生活環境調査等で実施する。」と、少なくとも1年間の調査期間が必要なことが指摘されていたが、最終候補地調査では約1.5ヶ月で実施する計画としたことは、重要な判断を行うには極めて乱暴なやり方だと考える。 クマタカ等の特定希少野生動物植物の確認がされていないのにも拘らず、調査を3日間（令和4年12月14日～16日 8:15～16:30）で打ち切り、彦名町地内に優位性があると判断がなされたのは不可解で納得できない。 「要求書」には森林の減少と書いているが、貴組合の設置案では森林の前方に建設する案になっているので、鳥の生息への影響はかなり小さくなるものと考ええる。 	<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 最終候補地調査の目的の一つは、優位性を判定することである。 最終候補地調査の調査範囲は、県条例に規定されるアセスの対象地としており、事業実施想定区域である。 希少動物植物を所管する鳥取県の担当課に問い合わせたところ、尾高・日下地区の事業実施想定区域において、希少種の生息の可能性があるとの情報があったことから現地調査を実施した。一方、彦名町地内の候補地には情報は無い。 <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 米子水鳥公園は、最終候補地調査の範囲である事業実施想定区域から1.7km離れており、最終候補地調査の範囲には含まれていない。 また、水鳥公園にヒアリングをしたところ、建設候補地と水鳥公園は1.7km離れており水鳥への影響はないとの回答を得ており、また、水鳥公園の周辺には米子市、安来市の工業団地があること、全国のラムサール条約登録湿地には周辺が開発された場所もあることから、中間処理施設の設置による水鳥公園の生物への影響は小さいと想定する。

整理番号	項目名	自治連合会の意見	組合の見解
	<p>最終候補地評価における大気に関する評価結果の妥当性</p>	<p>自治連合会の意見</p> <p>大気一標高差が50メートルある住宅地がある。(概ね煙突高さ一致)</p> <p>たとえ真横の風が吹いたとしても、法規制基準値を大きく下回る煙突排ガスが、800メートル程度離れた住宅地に到達する頃には拡散して検出されることが殆ど無いと思われ、安全性が損なわれるとは考えられません。</p> <p>【補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> 最終候補地調査における大気に関する評価基準が示されていない。 大気の流れについて、横風(煙が上昇せず地上と平行にたなびく)のみが懸念事項として取り上げられているが、吹き上げ、吹き降ろし、雨や雪による沈着の場合等、もっと緻密で綿密な比較検討が必要だと考える。 <p>「最終候補地調査結果」より</p> <p>「気象条件によっては、煙突からの煙が上昇せずに地上とほぼ平行にたなびく、あるいは地上へ向かってくるともある。半径2km範囲における標高によっては、煙が直接に地上に影響する可能性がある。」</p> <ul style="list-style-type: none"> 尾高・日下地内では、800m程度離れた所に標高差約50mの住宅地(軒)があるとのことだが、最低3年程度のデータにより、この住宅地に煙突排ガスが直接到達する風向、風量の日が年間に何日あるかを調査し検討する必要があると考える。 同様に、彦名町地内の場合、吹き降ろしの風で運ばれる煙突灰ガスが住宅地に直接到達する風向、風量の日が年間に何日あるかを調査し検討する必要があると考える。 さらに、施設との距離が800mの範囲内にある住宅の軒数も重要な比較検討の要素となると考える。 	<p>組合の見解</p> <ul style="list-style-type: none"> 最終候補地調査の目的の一つは、優位性を判定することであり、より詳細な調査は用地選定後、鳥取県環境影響評価条例の規定に基づき実施することとしている。 調査範囲については、県条例に規定されているアセスの範囲に準じ、最終候補地の中心から半径2kmに設定された。 <p>※県条例に規定されているアセスの範囲</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 調査地域は、対象事業の実施により大気質の濃度が影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とし、既存の事例、簡易的な試算等によりその範囲を推定して定める。 </div> <ul style="list-style-type: none"> 煙突排ガスによる寄与を考慮した大気拡散予測の結果、再調査対象地とも、長期的評価及び短期的評価に係る環境基準等に整合することから、周辺への影響は軽微と予測され、優位性は無いとの判定であった。 しかし、断面図作成による周辺への影響の検討においては、尾高・日下地区では、煙突と同程度の高さに住宅がある一方、彦名地区は平坦な地形で、煙突と同程度の高さに住宅地はないことから彦名町地内に優位性があるとの判定であった。

整理番号	項目名	自治連合会の意見	組合の見解
	<p>最終候補地評価における景観に関する評価結果の妥当性</p>	<p>自治連合会の意見</p> <p>いずれの地区も景観形成重点区域には指定されていない(一次評価:景観)。 大山中腹に極めて目立つ白壁のホテルが建っているのに、いざさら大山の景観うんぬんはおかしい。また、県道5.3号線及び地域内市道から中間処理施設と大山がぶつかるのはわずかな区間しかないので、景観への影響は考慮しなくてよいレベルであると考えます。</p> <p>【補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> 最終候補地調査における景観に関する評価基準が示されていない。 「新しいごみ処理施設の整備に係る説明会」より (日時:令和4年5月27日、場所:彦名公民館1階 会議室) 上記の説明会資料として配布された「新しいごみ処理施設の整備について」において、近年の施設整備の好事例として、「富士市新環境クリーセンター」を富士山に調和するように工夫し周辺の自然環境との調和を重視したデザイン施設として紹介してあるが、最終補地評価では、「施設が県道53号線及び地域内市道の通常通行において当該地の代表的な大山の景観に影響する。」との理由で優劣が判断されており、二つの説明内容は矛盾していると考える。 周辺の眺望に調和するよう工夫・努力している事例は全国に沢山あると思われ、それらを参考にして施設を整備すれば景観への影響は最小限に抑えられられると考える。 <p>【ご参考】 主要観光施設入込客数(2017年~2022年)(鳥取県観光局 観光戦略課) (6年間の平均) とっとり花回廊 277,262人、水木しげるロード 1,751,927人 観光の観点からも大山の景色のみでの求心力は低下傾向にあると思われる。</p>	<p>組合の見解</p> <ul style="list-style-type: none"> 最終候補地調査の目的の一つは、優位性を判定することである。 環境アセスにおける景観の評価は、眺望景観と団塊(いよいよ)景観について行われる。 眺望景観とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観のことで、米子城址と母塚山展望台等を眺望点に、大山と弓浜半島の海岸線等を景観資源に設定し比較したところ、両最終候補地とも背後の山並みを超えることはなく、凝視しないと視認できないか、あるいは視認できないことから、優位性は無いと判定された。 一方で、団塊景観とは、眺望点周辺の物理的空間や場の状態に着目した三次元的景観のことで、事業予定地近傍における地域の人々が日常的に利用している場所や地域の人々に古くから親しまれてきたものなどを考慮して、当該地域における身近な景観を把握することとされており、地域の生活の場としての眺望点として、尾高・日下地内は県道53号線及び日下地区の市道を、彦名町内は県道47号線の交差点を選定し調査したところ、尾高・日下地区は地域の代表的な大山の景観に影響することから、彦名町内には優位性があるとの判定となった。

整理番号	項目名	自治連合会の意見	組合の見解
	<p>最終候補地評価における交通量に関する評価結果の妥当性</p>	<p>交通量一片側一車線、渋滞が予想される区間がある。</p> <p>(1) 彦名地区では渋滞は無いとのことですが、構成市町村より彦名地区に搬入する際に、どうしても通らなければならぬ米子市街地の主要渋滞箇所があり、これまでに以上に渋滞する懸念があります。一地区の渋滞と米子市街地全体の渋滞では住民の日常生活や産業活動(特に流通業、観光業等)に与える影響の大きさは雲泥の差になると思われます。</p> <p>(2) 尾高・日下地区の道路が渋滞するとされるのは通勤時間帯(8:00-9:00)が主で、分散搬入を実施すれば問題になるレベルではないと考えます。</p> <p>【補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> 最終候補地調査における交通量に関する評価基準が示されていない。 「米子市街地の主要渋滞箇所(国土交通省鳥取河川国道事務所Hp)」より「令和5年度 第1回鳥取県道路交通渋滞対策部会」(鳥取県幹線道路協議会 道路交通渋滞対策部会)資料より「鳥取西部地区は、米子市街地を中心に主要渋滞箇所が集中し、平日朝ピークに20km/h以下の区間が多数存在します。」 <p>【米子市街図】</p> 	<p>(1) 最終候補地調査の目的の一つは、優位性を判定することであり、最終候補地評価における交通量の調査範囲は、搬入車両の台数が最も大きくなる施設周辺の幹線道路を対象とされたもので、ご指摘の主要渋滞箇所は調査範囲に入っていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ご指摘の主要渋滞箇所への影響について、彦名町地内へ搬入する場合と、尾高・日下地内へ搬入する場合において、渋滞エリア(主要渋滞箇所を含む区域)を通過する運搬車両の台数を現状と比較したところ、彦名町地内へ搬入する場合56台/日の増加、尾高・日下地内へ搬入する場合34台/日の増加と試算され、尾高・日下地内に搬入するケースの方が優位であった。 ただし、尾高・日下地内へ搬入する場合は、境港市と米子市の大半の車両が、交通のボトルネックとなる日野川を渡る必要がある。このルートは主要渋滞箇所隣接又は近接しており、渋滞への影響が懸念される。彦名町地内へ搬入する場合と、尾高・日下地内へ搬入する場合においてそのルートを通過する運搬車両の台数を現状と比較したところ、彦名町地内へ搬入する場合は59台/日の増加であったのに対し、尾高・日下地内に搬入する場合は192台/日の増加となり、この観点からは彦名町地内に優位性があると考えられる。 <p>(2) 彦名町地内においては、分散しなくても、いずれの時間帯においても交通渋滞は予測されており、優位性がある。</p>

整理番号	項目名	自治連合会の意見	組合の見解
⑤	最終候補地評価における文化財に関する評価の必要性	<p>文化財一本調査が必要な場合がある。</p> <p>いずれの地区も史跡・名勝・天然記念物は存在しておらず、また、埋蔵文化財の包蔵地ではない(一次評価:史跡・文化財)。</p> <p>したがって、当該地での長期間の調査は必要ないと思われれます。また、必要があればその都度実施されたい。</p> <p>【補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> 最終候補地調査における文化財に関する評価基準が示されていない。 「令和4年10月12日開催 第7回用地選定委員会」より埋蔵文化財の調査について「埋蔵文化財の調査については、用地選定の段階では困難と考える。調査にあたっては、予備調査、本調査、保存等の状況によって様々な想定が必要となるため、どのような調査ができるかを検討する。」という選定委員からの意見が記されており、短期間の調査では優劣をつけづらく、最終候補地調査には適さない項目であると考える。 「最終候補地調査」と「結果に基づく優位性の判定結果」の調査項目の相違 「令和4年10月24日 ごみ処理施設等調査特別委員会資料 3-(2)」より最終候補地調査の調査項目に無かった「文化財」の項目が彦名町地内に優位性があるとして高突に加えられているのは不自然と考える。 <p>【最終候補地調査の内容】</p> <p>環境影響予測等予備調査：大気汚染・悪臭・騒音・振動、水質、景観 施設の特性に応じた現地調査：風向・風速、交通量、生物</p> <ul style="list-style-type: none"> 「令和4年10月24日 ごみ処理施設等調査特別委員会会議録」より委員からの質問に、「一部の調査対象地が埋蔵文化財包蔵地の一部にかかっているが日下ではない。」という主旨の事務局の意見が記されているが、最終報告では、尾高・日下地内は「本調査が必要な場合がある。」と判定されているのは納得できない。 	<p>最終候補地評価における文化財に関する調査の目的は、最終候補地調査の対象となる候補地の近隣に埋蔵文化財の存在が確認されている場合については、埋蔵文化財調査の必要可能性と想定される調査期間を明らかにすることであり、両候補地における埋蔵文化財調査の想定期間を米子市経済部文化観光局文化振興課に照会したところ、「尾高・日下地内の候補地においては、隣接地に遺跡や古墳群の存在が確認されていることから、最長で、現地調査期間 32 カ月、報告書作成期間 24 カ月を要する。」とのことであった。一方、彦名町地内の候補地においては、近隣に埋蔵文化財の存在が確認されていない。</p>

整理 番号	項目名	自治連合会の意見	組合の見解
⑦	<p>用地選定経過における公平性の確保</p>	<p>米子市による用地選定の段階で中間処理施設の候補地として尾高・日下地区が選定されているにも拘らず、米子市自治連合会会長(県地区自治連合会会長)が用地選定委員として本年3月まで在任されていたという事実は、「一般廃棄物処理施設用地選定委員会条例施行規則」に抵触していると思われ、尾高・日下地区が候補地に選定された時点で用地選定委員を解任し、利害関係の無い副会長等への変更が行われなかったことは、甚だ公平性に欠ける対応と言わざるを得ません。</p> <p>【補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> 米子市自治連合会会長(県地区自治連合会会長)が、用地選定委員として令和3年8月25日開催の第1回一般廃棄物処理施設用地選定委員会から参加されていた事は、「鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設用地選定委員会条例施行規則 第4条4(会議の議事に利害関係を有する委員は、その議事に加わることができない)」に明らかに抵触していると思われる(コンプライアンス違反)。 「令和5年7月5日 日本海新聞」より 「ただ、当該委員は最終審査に加わっておらず、評価基準も客観的な事実に基づいて審議されているとして、同組合は選定結果に所属は影響していないとしている。」とあるが、上記の施行規則に照らして適切な理由にならないことは自明の理であると考ええる。 米子市自治連合会会長は、構成市町村の住民代表として選定委員に加わり、住民目線で議事に加わる等、非常に重要な役割を担うことが期待されていたが残念としか言いようが無い。 <p>【ご参考】 県地区自治連合会(18自治会から成る) 日下、石州府、上福万、中福万、下福万、5ツ分、河岡、米、石垣、夏海、清水ヶ丘、朝日ヶ丘、みなみ、河原、蛸が丘、緑ヶ丘、緑ヶ丘グリーンハイツ、あすなる</p>	<p>組合の見解</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年8月25日、ご指摘の委員は、第1回用地選定委員会の設置時に委員となっており、構成市町村から調査対象地が報告される前に、評価基準が審議された。 令和3年12月、構成市町村から調査対象地が報告された。 令和4年7月から同年10月、第5回から第7回の用地選定委員会において実施された一次評価及び二次評価は、客観的な評価項目に基づいて実施されたもので、恣意的に点数をつけることはできないものであった。 令和4年10月12日、第7回用地選定委員会において、実質的に最高点となった彦名地区に加え、当該委員が関係する尾高・日下地区も最終候補地評価の対象となる調査対象地に選定された。 令和5年3月9日、米子市議会一般質問において、県地区の自治会長が連名で米子市に対して調査対象地の取り下げの要望を提出されたことに関する質問が出されたため、当該委員に事実確認したところ、要望書を提出されたことの確認が取れたため、用地選定委員会条例施行規則第4条の規定に基づき、当該委員に、用地選定委員会の調査報告書、答申書を取りまとめる第9回用地選定委員会への欠席を求め、当該委員は欠席された。 <p>※用地選定委員会条例施行規則第4条 会議の議事に利害関係を有する委員は、その議事に加わることはできない。</p>

整理番号	項目名	自治連合会の意見	組合の見解																																		
	<p>最終候補地調査の箇所数を変更したこととの妥当性</p>	<p>候補地評価の総合得点（一次評価・二次評価）において、尾高・日下地区が4ポイント優位であったにも拘らず、1.00点満点に換算すると彦名地区との差は「僅差」でしかないという理由で最終候補地調査を実施し、彦名地区に優位性があると最終報告がされていますが、そもそも4ポイント差がある中、何故、「候補地評価基準」通り尾高・日下地区を最終候補地に選定しなかったのか、「僅差」と判断する場合は「候補地評価基準」の決定（第4回委員会）の時点で明確に決めておく必要があったと考えます。</p> <p>【補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> 選定委員会で決定した「候補地評価基準」が遵守されず形骸化している。 令和4年8月31日ごみ処理施設等調査特別委員会会議録より <ul style="list-style-type: none"> 「一次評価点、二次評価点は事務局が作成し選定委員が審議した。」と記されており、ほぼ全てのこと事務局主導で行われ、選定委員が「候補地評価基準」や「評価点」について十分に時間を割いて協議・検討されたのか懸念される。その結果として、総合評価点で4ポイントの差があるにも拘らず「僅差」で「対外的な説明が難しい」という極めて曖昧な判断に至ったのではないかと懸念される。 	<p>第5回から第7回の用地選定委員会において、用地選定委員会であらかじめ定めた候補地評価基準に基づき、一次評価及び二次評価を行った結果、上位の評価点に大きな差がなかったことから、第7回用地選定委員会における審議を踏まえ、一次評価点と二次評価点を合計した総合評価点の上位2箇所の候補地を最終候補地調査の対象とすることとし、最終候補地調査の対象は、彦名町地内及び尾高・日下地内が選定された。</p> <p>※第7回用地選定委員会における審議の経過</p> <ul style="list-style-type: none"> 最終候補地調査を2箇所とすることについては、一つ一つの項目を見ると評価点がかかり近いということと、評価の仕方が3段階の評価であるため、最後に慎重な調査をする方がより望ましい。 評価の中で点数の積み上げは、それなりの意味はあるが、1点や2点の僅差となると対外的な説明が難しい。説明責任を果たすために、最終候補地評価を行い、再度テーブルの上に乗せて正しい比較をすることは大事なことである。 																																		
⑧		<p>最終候補地評価で逆転する総合評価点（満点：一次評価点165、二次評価点60）</p> <table border="1" data-bbox="758 1164 933 1836"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設配置案</th> <th colspan="3">中間処理施設</th> <th colspan="3">最終処分場</th> </tr> <tr> <th>尾高・日下</th> <th>彦名町</th> <th>新山・陰田</th> <th>尾高・日下</th> <th>彦名町</th> <th>新山・陰田</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一次評価点</td> <td>136</td> <td>138</td> <td>126</td> <td>130</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>二次評価点</td> <td>57</td> <td>51</td> <td>55</td> <td>50</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合評価点</td> <td>193(85.8)</td> <td>189(84.0)</td> <td>181(80.4)</td> <td>180(80.0)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>* ()内の数字は満点：225に対する割合 (%)</p> <p>最終処分場の場合は、新山・陰田と尾高・日下との差は1ポイントと最少ポイント差であることから対外的な説明は慎重にならざるを得ないと考えるが、中間処理施設の場合は、4ポイントの差があり、「候補地評価基準」通りの評価を行うのが当然であり、評価方法を突如変更することは選定委員会で決議した「候補地評価基準」や「評価点」の信頼性を失わせるものであると考える。</p>	施設配置案	中間処理施設			最終処分場			尾高・日下	彦名町	新山・陰田	尾高・日下	彦名町	新山・陰田	一次評価点	136	138	126	130			二次評価点	57	51	55	50			総合評価点	193(85.8)	189(84.0)	181(80.4)	180(80.0)			<p>なお、もともと点数数の高かった尾高・日下Aは、最終処分場が最終候補地調査の対象とならなかったことから、農振法の規定により施設配置案としては成立しなくなりました。</p> <p>※この時点で、第1順位：彦名町地内（189点）、第2順位：尾高・日下地内B（186点）</p> <p>その一方で、最終候補地調査の対象となる調査対象地を決定した時点においては、施設の面積が決定されていないこと、尾高・日下地内Bは尾高・日下地区Aと半分程度が同一の敷地となっていることから一つの配置案として取り扱うこととされた。</p>
施設配置案	中間処理施設			最終処分場																																	
	尾高・日下	彦名町	新山・陰田	尾高・日下	彦名町	新山・陰田																															
一次評価点	136	138	126	130																																	
二次評価点	57	51	55	50																																	
総合評価点	193(85.8)	189(84.0)	181(80.4)	180(80.0)																																	

整理番号	項目名	自治連合会の意見	組合の見解
⑨	<p>IPZ の評価の必要性</p>	<p>豊根原子力発電所までの距離が最終評価項目に盛り込まれなかったことは何故なのか。30キロメートル（UPZ 圏内に彦名地区の候補地が含まれているのは周知の事実です。原発事故の際のリスクが評価項目に入らないこととはあり得ないと考えます。</p> <p>【補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「一般廃棄物処理施設用地選定方針（令和3年8月）」と「最終候補地評価項目」との齟齬 <p>「一般廃棄物処理施設用地選定方針」より抜粋</p> <p>第1章 基本方針</p> <p>2 用地選定方針の策定目的</p> <p>具体的には、経済性、環境安全性、防災性等について総合的に有効な建設用地を選定するため、その基本方針である用地選定方針を定めるものである。</p> <p>令和14年度より30年以上にわたり安全・安心・適正に処理施設が稼働しなければならぬが、原発事故（防災性）に関する評価項目が一次評価、二次評価及び最終評価に全くなき、原発事故が発生した場合にはIPZ 圏内にある処理施設は長期の不稼働あるいは全く稼働できなくなるという大きなリスクがあり、評価項目に加えるのは当然だと考える（他の自治体へ依存することには限界があり、依存しなくて済む処理施設を整備すべき）。</p> <p>経済合理性を追求するあまり彦名町地内で発生する可能性がある災害（原発事故、洪水浸水、地震による液状化等）のリスクを軽視することは、用地選定方針に反するとともに、構成市町村の住民の快適な日常生活を守るという観点からも無責任であると考える。</p>	<p>土砂災害区域や急傾斜地区域では、法律により施設整備等が規制されており、整備する場合は許可が必要となるが、原子力災害重点区域は、原子力災害時の緊急対応措置の区域を指定するものであり、施設整備に係る規制はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2回選定委員会の審議経過の中で、IPZ については、候補地選定の評価基準としないこととされた。 なお、全国のIPZ 内にあり、直近5年間に整備された施設で、IPZ を考慮して用地を選定した施設はない。 なお、福島原発の近隣にある施設においては、住民が避難したため圏域外へ処理を依頼することはなかった。 加えて、鳥取東部及び中部並びに岡山県における施設の余剰処理能力を調査し、余剰能力があることを確認した。

整理番号	項目名	自治連合会の意見	組合の見解
	<p>最終候補地評価における相対評価の妥当性</p>	<p>最終評価を点数(絶対評価)ではなく相対評価としたのはなぜか。... 最終候補地が2地区なので比較対照で評価したということですが、上述の内容を勘案して点数化した場合、第7回選定委員会で審議された「対外的な説明が難しい」程度の差にしかならないと考えます。</p> <p>【補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> 最終候補地評価における評価基準が公表されていない。 最終候補地は、「最終候補地評価」のみで判断するのではなく、一次評価点、二次評価点と最終候補地評価を点数化した最終候補地評価点のトータルで判断すべきだと考える。 最終評価の評価基準、評価方法の決定過程が不透明。 選定委員会の選定過程を手チェックする機関が無く、ブロックボックスの中で選定が行われていると考える(選定過程の透明性が確保されていない)。 意見調整委員会には最終評価項目に防災性(原発事故、洪水浸水、液状化等)を加え、彦名町民に限らず構成市町村の誰もが納得する常識的な点数配分で評価ができるよう意見調整されることを望みます。 また、評価点が「僅差」になることが十分に予想されますので、要求書にも書いているように最終評価を行う前に「僅差」の基準と「僅差になった場合は何を以て最終判断するのか」を明確に決めておくよう意見調整されることを望みます。 	<p>一次評価と二次評価を点数(絶対評価)とした理由は、構成市町村から報告される調査対象地の数が不明であったため、最終候補地調査の対象となる調査対象地を決定するために一次調査、二次調査の結果を点数化し、順位付けする必要があるため。</p> <ul style="list-style-type: none"> 最終候補地評価を相対評価とした理由は、最終候補地評価の対象が2か所であり、優位性を判定するためには、各調査項目を比較すれば足りるためである。 また、第2回選定委員会において、評価項目の重み付けをしないこととされたことを踏まえ、最終候補地評価においても評価項目の重み付けはしないこととなり、相対評価となった。 <p>※重みを付けた配点をしない理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 配点の根拠づけが困難である。 他自治体事例において、重みを付けた配点を採用する事例は少ない。

整理番号	項目名	自治連合会の意見	組合の見解
①	最終候補地評価における防災面の評価	<p>新しい一般廃棄物中間処理施設は、糟成市町村の住民にとって必要不可欠な重要施設であり、長い年月と巨額の税金を投入し建設される物で、住宅等民間施設とは一線を画すものであると考えます。それゆえ永続的に安定した稼働が求められるものだと思います。しかしながら最終選定項目から、原発、津波等の防災面の項目が無いことに違和感を覚えます。確かに原発事故、津波による水没の確率は極めて低いかもしれませんが、決して「ゼロ」で無い。原発や津波のリスク項目より、希少な鳥や大山と一部重なるという景観の項目が重要であると言われ納得される人が、はたしてどれほどおられるか、はなはだ疑問です。</p> <p>【補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理施設の長期的な安全・安心・適正な稼働を担保するには、最終候補地評価において環境影響予測等の調査項目だけでなく、防災性（原発事故、浸水被害、液状化等）に関する評価項目を加えることが必要であると考えます。 ・防災性(水害)における優位性について <p>「一次評価及び二次評価における基本評価項目得点表④-⑥-ア」より</p> <p>彦名町地内と尾高・日下地内の防災性(水害)の比較</p> <p>彦名町地内</p> <p>基本調査項目：防災性</p> <p>評価区分：水害</p> <p>評価項目：洪水浸水想定区域</p> <p>調査結果・評価：浸水深想定区域 0.5m以上、最大浸水深3.0m未満</p> <p>尾高・日下地内</p> <p>調査結果・評価：浸水深想定区域 0.5m未満</p> <p>「令和3年8月25日第1回一般廃棄物処理施設用地選定委員会議録」より</p> <p>「氾濫が起きると場所によって高さがかなり異なるため、浸水の高いエリアは外していくものと考えている。」との事務局からの発言から、彦名町地内は防災性において原発事故だけでなく浸水被害においても尾高・日下地内に対し優位性は無いと考える。</p>	<p>・防災性(津波、洪水浸水)に関しては、一次評価において評価済みであり、用地選定委員会における選定の手法として評価項目の重み付けはしないと考えたことから、一次評価及び二次評価の評価項目と最終候補地調査の調査項目とは重複しないよう設定する必要があるため、最終候補地評価に防災面の項目は設けないこととされた。</p>